

消費行動を
通じてより良い
社会に



消費者
トラブルから
身を守る

目次

CONTENTS

■消費者教育とは？	2
■だれが対象になるの？	2
■身に付けたい力とは？	2
■消費者市民社会とは？	3
■消費者教育はどこでだれが行うの？	3

■消費者教育を効果的に行うためには？ 体系イメージマップを活用しましょう	4
■さあはじめよう！消費者教育	4
■消費者教育を応援します！	5
■学びに便利なポータルサイト	5
■消費者教育実施団体情報	6
■ガイド作成の趣旨	8
■消費生活相談窓口のご案内	8

消費者教育とは？

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育です。

消費者問題が多様化・複雑化するなか、自ら考え自ら行動する自立した消費者になるためには、時代に応じたさまざまな知識と適切な行動がとれる力を身に付けることが必要です。

だれが対象になるの？

大人も子どもも、みな消費者です。

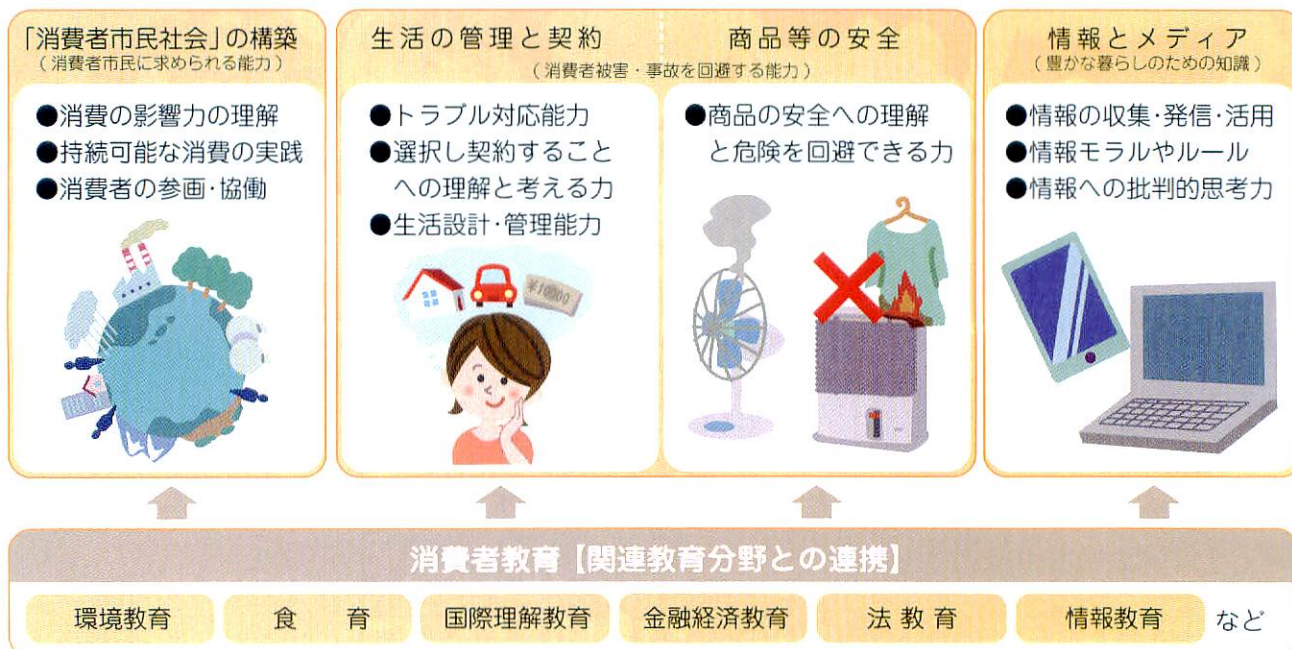
生まれてから一生を通じ消費者であり続けます。このため、幼児期から高齢期までの生涯を通じて、それぞれの時期に応じて、消費者教育を受けることが大切です。



身に付けたい力とは？

消費者トラブルへの対処や契約等の知識にとどまらず、“消費”が持つ力を理解し、環境や社会経済への影響を意識して行動できる消費者を育てるという幅広い観点から、**生活のあらゆる領域が消費者教育の対象**になります。様々な教育分野と重なり合っているため、**関連教育分野との連携**を図って取り組むことも大切です。

「消費者教育の体系イメージマップ」(消費者庁)をもとに作成



～消費者市民社会の実現に向けて～

◆消費者教育の推進に関する法律が施行されました

平成24年12月、消費者教育を総合的、一体的に推進することを目的として、「消費者教育の推進に関する法律」が施行されました。法律では、消費者教育の中に、主体的に「消費者市民社会」の形成に参画することの重要性について理解や関心を深めるための教育が含まれています。

消費者市民社会とは？

消費者が、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

(消費者教育推進法第2条第2項)

消費者一人ひとりが、消費行動を通じて社会の発展と改善に積極的に参加していく社会のことです。

消費は、お金を支払ってする**投票**です。より良い商品やサービスを選択することが、その企業や提供者を応援することにつながります。日々の消費行動が、社会・経済・環境等に与える影響を考えてみることで、それが消費者市民への第一歩です。

身近な消費行動として、例えば…

環境・人・社会にやさしい商品を選択する

- ・原材料が環境にやさしいか
- ・生産や廃棄の際に大量の廃棄物が出ないか
- ・児童労働など不当な搾取が行われていないか
- ・地域経済に貢献する商品か

環境・人・社会にやさしい商品の販売拡大

- 環境保護
- 公正な市場形成
- 地域の活性化

買いすぎない 無駄な買い物はしない

- ・本当に必要なものがよく考える
- ・食品ロスを減らす



適正な供給

- 資源の有効活用

コンプライアンスに 欠ける企業の商品は 買わない

- ・偽ブランド商品
- ・安全性が十分に確認できない商品等

消費者被害や問題のある商品・サービスについて報告、相談をする

悪質な事業者や商法の淘汰
企業姿勢や商品の改善

- 安全・安心の確保
- 被害拡大防止

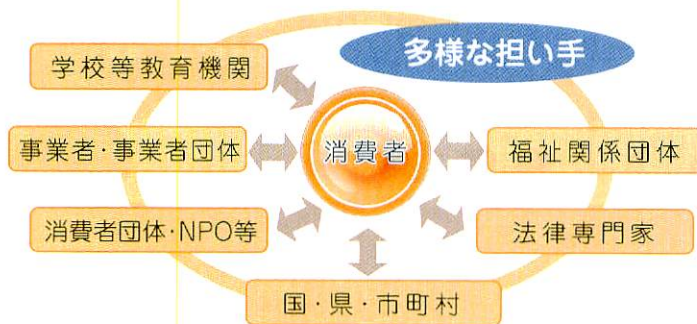
公正で持続可能な社会

一人ひとりの消費行動が、社会・経済・環境などを変え、より良い社会をつくりあげていくことができるのです！



消費者教育は どこでだれが行うの？

家庭や学校、地域、職域などさまざまな場で、消費者自身を含め、行政や、さまざまな団体が連携し、担い手となって行われます。



「消費者教育」という名称なので教育機関で学ぶことをイメージしがちですが、多様な担い手によって、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて教育を受けられることが大切です。



《多様な主体との連携・協働》

これまで個別的に消費者教育に取り組んできた行政・団体が、**連携**をとりつつ、それぞれの特性に合わせた取組を行うことが重要です。また、各団体が情報を共有し、**協働**することにより、効果的な消費者教育を行うことができます。

消費者教育を効果的に行うためには？

→ 体系イメージマップを活用しましょう。

消費者教育の範囲は幅広く、生活のあらゆる領域に関わります。このため、消費者教育をより効果的に行うためには、教育の内容について、多様な担い手も、個々の消費者も、共通認識を持つことが必要です。自立し、消費者市民社会を形成する消費者になるために、どのような時期に、どのような内容を身に付けていくことが求められるのかを一覧できるイメージマップがあります。

イメージマップの**タテ(重点領域)・ヨコ(ライフステージ)**の交わったボックスに書かれた目標を手がかりとして、新たな取組のテーマを考えるヒントも得られます。

(例)重点領域「トラブル対応能力」
ライフステージ「高校生期」} → 目標「トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう」

【消費者教育の体系イメージマップ(消費者庁)】

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期	Ver.1.0
	各期の特徴	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	
重点領域	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期	
消費者市民社会の構築						
消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を深めよう	消費をめぐる権利と金銭の関係を考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝えよう
持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのつながりに気づき、物の使い方を工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう
消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けて考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けて取り組むことの重要性を理解しよう	地域や環境で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
商品等の安全						
商品安全の理解と危険を回避する能力	おしの中の危険や、ものごとの安全な使い方を覚えよう	危険を回避し、物を安全に使う手を知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ない暮らしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ない暮らしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ない暮らしの大切さを伝えよう
生活の管理と契約						
トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
情報とメディア						
選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やまじりを守ろう	物の置き方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やまじりの大切さを伝えよう	商品を選択し、契約するときに、契約とルールをしっかりと知り、よりよい契約の仕方を見よう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とルールを適切に活用しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とルールを理解し、くらしに活かそう 契約トラブルに遭遇しない暮らしの知識を伝えよう
生活設計・管理する能力	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをお伝えしよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な買い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活設計の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう 生活環境の変化に対応し、支え合いながら生活を管理しよう
情報収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用方法を学ぼう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	信頼と信頼技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を見よう	信頼と信頼技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	支え合いながら信頼と信頼技術を適切に利用しよう
情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や他人の個人情報を守るなど、信頼をうけることを学ぼう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい信頼社会のあり方や、信頼をもうける・セキュリティについて考えよう	信頼社会のルールや信頼をもうける習慣を身に付けよう	トラブルが少なく、信頼が守られる信頼社会をつくろう
消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ?」と問いかけよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを伝えよう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを伝えよう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に評価する習慣を身に付けよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

※消費者教育の体系イメージマップ及び活用ガイドは、「消費者教育推進のための体系的プログラム研究会」の報告(平成25年1月)に掲載されています。
【消費者教育体系イメージマップ～消費カステップアップのために～】(PDF: <http://www.caa.go.jp/information/index14.html>)

さあ はじめよう！ 消費者教育

いつでもどこでも

- 資料を読んだり、WEBサイトを閲覧して情報収集する



いってみよう・やってみよう

- 講座や講演会に参加する
- 消費生活展等のイベントに参加する
- 地域の消費者団体・NPOの活動に参加する



- 地域や学校、PTA、子ども会、老人クラブ、気のあったグループや職場等において学習会・講座を企画し、開催する
- 方法① 講師派遣を行う団体へ依頼する
- 方法② 外部講師を呼ばず、映像教材やゲーム教材などを活用するなど

※実施方法等について困ったときは、愛知県県民生活課(電話052-954-6166)までご相談ください。



消費者教育を応援します！

愛知県では、講師の派遣、教材の貸出等を行っています

※申込み等詳細は、愛知県 県民生活課まで 電話：052-954-6166

講座への講師派遣

学校や地域、職域などの様々な団体が行う消費者教育を支援するため、専門家を無料で派遣しています。

○あいち消費者市民講座

＜学生・一般消費者向け講座＞

- ・よりよい社会のために今私たちにできること
- ・環境・人・社会にやさしい商品の選択 など

＜教員・指導者向け講座＞

- ・指導法や教材の活用法 など

○消費生活講座

- ・消費者トラブルの紹介と対処法 など

WEBサイト「あいち暮らしWEB」

消費者問題を始め、暮らしの情報サイトとして、お子様から高齢者の方まで幅広くご利用いただける総合サイトです。楽しく消費者問題を学ぶ学習コンテンツも充実しています。



パソコンサイトはこちら

あいち暮らしWEB 検索

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>



スマートフォンサイトはこちら



スマートフォンからも消費生活情報あいち暮らしWEBの情報がご覧いただけます。

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/sp/>

消費者教育・啓発用映像教材の貸出

授業や研修等でご活用ください

契約・クレジット・悪質商法・消費者教育・衣食住・環境など、消費者問題に関する映像教材(DVD・ビデオ)の貸出を行っています。

貸出予約も承りますので、☎052-954-6166(県民生活課)まで、電話で気軽にお問い合わせください。

教材リストはこちら

愛知県消費者教育啓発教材 検索

<http://www.pref.aichi.jp/0000032843.html>

消費者教育・啓発資料の提供

○消費生活情報「あいち暮らしっく」

WEB サイトによる情報発信やパンフレットの配布を行っています。暮らしに役立つ情報が満載です。

○教員情報提供紙「あいち消費者教育リポート」

教育現場における消費者教育の実践に役立つ情報をまとめています。

○リーフレット「悪質商法の手口を知って かしこい消費者になろう!」など…

各種啓発資料や学習教材は、上記WEB サイトからダウンロードすることができます。

学びに便利なポータルサイト

各分野の情報が満載です。講師・講座情報や学習教材の検索ができます。

○消費者教育ポータルサイト(消費者庁) <http://www.caa.go.jp/kportal/>

全国の消費者教育に関する様々な情報を消費者庁が提供しています。

【教材・サービスの情報提供者】

消費者教育の実践に取り組む関係省庁、地方公共団体、消費生活センター、消費者団体、事業者団体、事業者、法曹団体、個人など



○関連教育分野

分野	WEBサイト名(機関名)	WEB アドレス
環境教育	あいち環境学習情報ライブラリー(あいち環境学習プラザ)	http://kankyo-gakushu-plaza.pref.aichi.jp/
	eco 学習ライブラリー(環境省)	https://www.eeel.go.jp/
食育	食育ネットあいち(愛知県食育推進課)	http://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/
生涯学習	学びネットあいち(愛知県生涯学習推進センター)	http://www.manabi.pref.aichi.jp/
国際理解教育	E S D ポータルサイト(文部科学省)	https://www.esd-jpnatcom.jp/

消費者教育を実施している団体の情報は、次のページで紹介します

学んでみよう！ 情報を集めてみよう！

消費者教育実施団体情報（講師派遣や講座を実施する団体）

- ・行政機関をはじめ、様々な団体が講師派遣や講演会・学習会を実施しています。
- ・学習教材（読みもの、DVD等の映像、シュミレーションゲーム等）を提供しているところもあります。詳細は、各団体にお問い合わせください。
- ・各団体のWebサイトにも、わかりやすくするための情報がたくさん掲載されています。



★消費生活全般

団 体 名	主なテーマ(例)	費用	対象者	学習教材	問い合わせ先
(独)国民生活センター	①教員を対象にした消費者教育講座 ②全国消費者フォーラム	有	①教 ②全	Web	03-3443-6207 教育研修部教務課
(公社)消費者教育支援センター	消費者教育、学習方法、契約と悪質商法	有・無	全	Web	03-5466-7341
(公社)全国消費生活相談員協会	消費者トラブル、相談事例、消費者教育、 消費者啓発、暮らしの安全安心	有・無	全	Web	03-5614-0543
(公社)日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会	消費者トラブル事例、リスクコミュニケーション、子ども服の安全、金銭教育、消費者 市民社会	有・無	全	Web	03-6434-1125
(公社)消費者関連専門家会議	暮らしの中の安全安心、食品表示の見方、 生活に役立つ基礎知識、企業の消費者対応、 消費者の声での改善事例等	有・無	全	Web	03-3353-4999

★生活の管理と契約・商品等の安全

団 体 名	主なテーマ(例)	費用	対象者	学習教材	問い合わせ先
愛知県金融広報委員会	生活設計、おこづかいについて、 悪質商法トラブル解決法	無	全	○	052-954-6166 愛知県県民生活課内
東海財務局	金融トラブルにあわないために、 最近の金融事情、金融知識、日本の財政	無	成		052-951-1778 財務広報相談室
中部経済産業局	契約トラブルについて、クレジットの正しい 使い方、製品の安全安心な使い方	無	全		052-951-2560 消費経済課
(公財)生命保険文化センター	生命保険の基礎知識、生活とリスク管理、 定年退職準備	無	学(中～)、 教(高)、 成、高	Web	03-5220-8517 生活情報室
(一社)全国銀行協会	銀行のしくみ・役割、金融商品の選び方、ローン・ クレジットのしくみ、金融犯罪の手口と対策	無	学(中・高) 成、高	Web	03-5252-3720 金融リテラシー推進室
日本証券業協会金融・証券教育 支援本部中部支部	ライフプランと資産運用、NISA制度の解説、 学校における金融経済教育	無	学、成、高、教	Web	052-251-3891
NPO法人エイブロシス名古屋事務所	金融経済の仕組み、証券(株式・投資信託・ 債券)の基礎知識、将来に備えたライフプラン、 NISAの活用法	無	全	○	052-249-3702
(一社)日本損害保険協会中部支部	損害保険の基礎知識、交通事故と責任、 自然災害と損害保険	無	学(高～)、 成、高、教、専	Web	052-249-9760
(一社)信託協会	信託の仕組み、相続と遺言、障害者のための 信託、信託の活用法	無	学(大学等)、 成、高、専	Web	03-6206-3992 総務部(広報担当)
日本貸金業協会	金銭管理、金銭トラブル事例と対処法、 カウンセリング技法	無	全	○	03-5739-3013 ※講座申込みはHP から可能
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	クレジットやローンの返済にお困りの方への 対応や解決方法と多重債務問題の現状等について	有・無	専	Web	03-3226-0140
(一社)日本クレジット協会	クレジットのしくみや正しい利用法	無	学(中～)・ 教(中・高)	Web	03-5643-0011 クレジット教育センター

団 体 名	主なテーマ(例)主なテーマ(例)	費用	対象者	学習教材	問い合わせ先
NPO法人日本FP協会愛知支部	家計診断、ライフプラン、リタイアメント、子ども向けの金銭教育等	無	全	○	0120-874-018
SMBCコンシューマーファイナンス 株名古屋お客様サービスプラザ	生活設計・家計管理、金融トラブル、ローン・クレジット	無	学(高～)、 成・教・専		052-856-2634
(独)製品評価技術基盤機構	製品事故、安全対策製品事故、安全対策	無	全	○ Web	06-6942-1113

★情報とメディア

団 体 名	主なテーマ(例)	費用	対象者	学習教材	問い合わせ先
東海総合通信局	インターネット・スマートフォンの安心・安全利用	無	学(小～保護者含む)・ 専・成・高・教	○ Web	052-971-9347 電気通信事業課
(独)情報処理推進機構	①IPA情報モラルと情報セキュリティ教室 ②インターネット安全教室	無	①学(小～高) ※学校からの 申込みのみ②全 (共催団体必要)	○ Web	03-5978-7508
(株)NTTドコモ東海支社	スマホ・ケータイ安全教室	無	学(小～保護者含む)・ 成・高・教	○ Web	0120-707-360 受付時間10時～17時 (土・日・祝日・12/29～1/3休み)
KDDI(株)・ KDDIグループ共済会	①ケータイ安心・安全講座 ②スマートフォン教室(高齢者)	無	学(小～保護者含む)・ 成・高・教・専	○ Web	①0120-925-525 (高齢者以外) ②080-5906-9645 (高齢者のみ)

★法律・税・制度

団 体 名	主なテーマ(例)	費用	対象者	学習教材	問い合わせ先
公正取引委員会事務総局中部事務所	①独占禁止法教室 ②私の暮らしと公正取引委員会の関わり	無	①学(中～) ②成	○	①052-961-9421 総務課 ②052-961-9423 取引課
愛知県弁護士会	詐欺、悪質商法、多重債務等の各種消費者被害・トラブルや、食の安全、インターネット利用上の注意点等	有・無	全		052-203-1651
愛知県司法書士会	消費者トラブルに巻き込まれないために [契約について/消費者トラブル全般(相談事例の紹介を含む)/対処法・相談窓口について]	無	全 ※主に学(中・高)	○	052-683-6683
愛知県行政書士会	著作権、暮らしの中の許認可	無	全		052-931-4068
(公社)愛知県不動産鑑定士協会	地価、住まい、環境問題	無	成・高		052-241-6636
東海税理士会	租税教室	無	学(小～)、 成	○ Web	052-581-7508
名古屋税理士会	租税教室	無	学(小～)、 成	○ Web	052-752-7711
日本公認会計士協会東海会	原価計算(ショートケーキ作りを例に)、 損益分岐(たこ焼き店を例に)、株式会社とは	無	学(小～高)	○	052-533-1112

【対 象 者】 全=全年齢(教員・相談員等専門家含む) / 学=児童生徒等(小学校・中学校・高校・大学等)

成=成人一般 / 高=高齢者 / 教=教員 / 専=相談員等の専門家

【費 用】 有:有料 / 無:無料

【学習教材】 ○:学習教材の提供あり / Web:団体のWebサイトで公開・ダウンロード可能

団体名称の略 (独)=独立行政法人 / (公社)=公益社団法人 / (公財)=公益財団法人 / (一社)=一般社団法人

※平成26年7月に県民生活課が実施したアンケート調査に御協力いただいた団体の情報を掲載しています。(順不同)

最新情報は、あいち暮らしWebに掲載していく予定です。

◆消費者教育の推進に関する法律が施行されました

平成24年12月、消費者教育を総合的、一体的に推進することを目的として、「消費者教育の推進に関する法律」が施行されました。法律では自立し、消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成を目指しています。

◆消費者市民社会とは？

一人ひとりの消費者が、消費行動を通じて、社会の改善や発展に積極的・主体的に参加していく社会のことです。食育・国際理解教育・金融経済教育等、様々な分野との連携を図りながら、広く環境や社会経済への影響を意識し行動できる「消費者市民」の育成が今、求められています。

◆そのためには、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を受けられるようにすることが重要です。

◆本ガイドでは、消費者教育を推進するため、教育内容や実施方法、実施団体等を紹介しています。学校、家庭、地域、職場など、さまざまな場でご活用ください。

怪しいな、おかしいな、と思ったら迷わず相談！

相談機関一覧（平成27年4月～）

	消費生活相談窓口	電話番号
愛知県	愛知県消費生活総合センター	☎(052)962-0999
	尾張消費生活相談室	☎(0586)71-0999
	海部消費生活相談室	☎(0567)24-9998
	知多消費生活相談室	☎(0569)23-3300
	西三河消費生活相談室	☎(0564)27-0999
	東三河消費生活相談室	☎(0532)52-0999
	新城設楽消費生活相談室	☎(0536)23-8701
市町村 (原則それぞれの市内にお住まいの方を対象としています。)	名古屋市消費生活センター	☎(052)222-9671 土・日 ☎(052)222-9690
	豊橋市消費生活相談室	☎(0532) 51-2305
	岡崎市消費生活相談室	☎(0564) 23-6459
	一宮市消費生活相談窓口	☎(0586) 71-2185
	春日井市市民活動推進課消費生活相談室	☎(0568) 85-6616
	豊川市消費生活センター	☎(0533) 89-2238
	豊田消費生活センター	☎(0565) 33-0999
	小牧市消費生活センター	☎(0568) 76-1119
	身近相談窓口につながります。 (消費者ホットライン) 守ろうよ みんなを ☎0570-0 6 4-3 7 0	

平成27年4月に開設 「愛知県消費生活総合センター」

愛知県では、複雑・多様化する消費者問題に対応し、県民の皆様の安心・安全な消費生活を専門的に支援するため「愛知県消費生活総合センター」を開設し、県の消費生活相談体制等の機能強化を図ります。

<主な機能強化内容>

相談対応・市町村支援・情報提供・地域団体等との連携協力のコーディネート・消費者教育・啓発

これに伴い、従来の愛知県県民生活プラザの消費生活相談窓口の名称が変更となります。

27年3月まで	27年4月から
中央県民生活プラザ	愛知県消費生活総合センター
上記以外の各県民生活プラザ	消費生活相談室

豊田加茂県民生活プラザの相談業務については、平成27年3月末をもって終了します。

消費生活について学ぶには

「あい暮らしWEB」を活用しよう！

消費者問題を始め、暮らしの情報サイトとしてお子様から高齢者の方まで幅広くご利用いただける総合サイトです。是非ご利用ください。

スマートフォンサイトはこちら

パソコンサイトはこちら

あい暮らしWEB

スマートフォンからも消費生活情報あい暮らしWEBの情報がご覧いただけます。

http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/

http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/sp/